

<p style="text-align: center;">关于公布《中华人民共和国海关企业信用管理办法》的令 海关总署第237号令</p> <p>《中华人民共和国海关企业信用管理办法》已于2018年1月29日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自2018年5月1日起施行。</p> <p style="text-align: right;">署长 于广洲 2018年3月3日</p> <p style="text-align: center;">中华人民共和国海关企业信用管理办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为推进社会信用体系建设，建立企业进出口信用管理制度，促进贸易安全与便利，根据《中华人民共和国海关法》《中华人民共和国海关稽查条例》《企业信息公示暂行条例》以及其他有关法律、行政法规的规定，制定本办法。</p> <p>第二条 海关注册登记和备案企业以及企业相关人员信用信息的采集、公示，企业信用状况的认定、管理等适用本办法。</p> <p>第三条 海关根据企业信用状况将企业认定为认证企业、一般信用企业和失信企业。认证企业分为高级认证企业和一般认证企业。 海关按照诚信守法便利、失信违法惩戒原则，对上述企业分别适用相应的管理措施。</p> <p>第四条 海关根据社会信用体系建设有关要求，与国家有关部门实施守信联合激励和失信联合惩戒，推进信息互换、监管互认、执法互助（以下简称“三互”）。</p> <p>第五条 认证企业是中国海关经认证的经营者（AEO）。中国海关依据有关国际条约、协定以及本办法，开展与其他国家或者地区海关的AEO互认合作，并且给予互认企业相关便利措施。</p>	<p style="text-align: center;">《中华人民共和国税関企業信用管理弁法》 公布に関する令 税関総署第 237 号令</p> <p>《中華人民共和國税関企業信用管理弁法》は、2018年1月29日に税関総署署務會議の審議を通過したため、ここに公布し、2018年5月1日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">署長 于広洲 2018年3月3日</p> <p style="text-align: center;">中華人民共和國税関企業信用管理弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 社会信用体系の構築を推進し、企業輸出入信用管理制度を構築し、貿易の安全性および利便性を促進するため、《中華人民共和國税関法》《中華人民共和國税関査察条例》《企業情報公示暫定条例》およびその他関連法律・行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 税関に登録・登記および備案する企業および企業関係者の信用情報の収集・公示、企業信用状況の認定・管理などに本弁法を適用する。</p> <p>第三条 税関は、企業信用状況に基づき、企業を認証企業・一般信用企業および信用喪失企業に認定する。認証企業は、高級認証企業と一般認証企業に区分される。 税関は、「信義・法律遵守に対する利便化、信用喪失・法律違反に対する懲戒」の原則に基づき、上述の企業に対して相応する管理措置をそれぞれ適用する。</p> <p>第四条 税関は、社会信用体系の構築に関する要求に基づき、国家関連部門と約束遵守に対する連合奨励および信用喪失に対する連合懲戒を実施し、情報の相互交換・監督管理の相互認証・法律執行の相互扶助（以下「三互」）を推進する。</p> <p>第五条 認証企業とは、中国税関の認証を経た経営者（AEO）である。中国税関は、関連国際条約・協定および本弁法に基づき、その他の国家あるいは地区の税関と AEO 相互認証の連携を行い、相互認証された企業に対して利便的措置を与える。</p>
---	--

<p>中国海关根据国际合作的需要,推进“三互”的海关合作。</p> <p>第二章 信用信息采集和公示</p> <p>第六条 海关可以采集能够反映企业信用状况的下列信息:</p> <p>(一) 企业注册登记或者备案信息以及企业相关人员基本信息;</p> <p>(二) 企业进出口以及与进出口相关的经营信息;</p> <p>(三) 企业行政许可信息;</p> <p>(四) 企业及其相关人员行政处罚和刑事处罚信息;</p> <p>(五) 海关与国家有关部门实施联合激励和联合惩戒信息;</p> <p>(六) AEO互认信息;</p> <p>(七) 其他能够反映企业信用状况的相关信息。</p> <p>第七条 海关建立企业信用信息管理系统,对有关企业实施信用管理。企业应当于每年1月1日至6月30日通过企业信用信息管理系统向海关提交《企业信用信息年度报告》。</p> <p>当年注册登记或者备案的企业,自下一年度起向海关提交《企业信用信息年度报告》。</p> <p>第八条 企业有下列情形之一的,海关将其列入信用信息异常企业名录:</p> <p>(一) 未按照规定向海关提交《企业信用信息年度报告》的;</p> <p>(二) 经过实地查看,在海关登记的住所或者经营场所无法查找,并且无法通过在海关注册登记的联系方式与企业取得联系的。</p> <p>列入信用信息异常企业名录期间,企业信用等级不得向上调整。</p> <p>本条第一款规定的情形消除后,海关应当将有关企业移出信用信息异常企业名录。</p> <p>第九条 海关应当在保护国家秘密、商业秘密和个人隐私的前提下,公示下列信用信息:</p> <p>(一) 企业在海关注册登记或者备案信</p>	<p>中国税関は国際協力の必要性に基づき、「三互」の税関連携を推進する。</p> <p>第二章 信用情報の収集および公示</p> <p>第六条 税関は、企業信用状況が反映可能な下記の情報を収集することができる:</p> <p>(一) 企業の登録・登記あるいは備案情報および企業関係者の基本情報;</p> <p>(二) 企業の輸出入および輸出入に関わる経営情報;</p> <p>(三) 企業の行政許可情報;</p> <p>(四) 企業およびその関係者の行政処罰および刑事処罰情報;</p> <p>(五) 税関が国家関連部門と実施した連合奨励および連合懲戒情報;</p> <p>(六) AEO 相互認証情報;</p> <p>(七) その他の企業信用状況が反映可能な関連情報。</p> <p>第七条 税関は、企業信用情報管理システムを構築し、関連企業に対して信用管理を実施する。企業は、毎年1月1日から6月30日までに企業信用情報管理システムを通じて税関に《企業信用情報年度報告》を提出しなければならない。</p> <p>当年に登録・登記あるいは備案した企業は、翌年度より税関に《企業信用情報年度報告》を提出する。</p> <p>第八条 企業に下記の状況のいずれかがある場合、税関は当該企業を信用情報異常企業名簿に記載する:</p> <p>(一) 規定に基づき税関に《企業信用情報年度報告》を提出していない場合;</p> <p>(二) 現場検査を経て、税関において登記した住所あるいは経営場所を探すことができず、さらに税関において登記した連絡先を通じて企業と連絡を取ることができない場合。</p> <p>信用情報異常企業名簿に記載されている期間、企業の信用等级を上方に調整することはできない。</p> <p>本条第一款が規定する状況の解消後、税関は関連企業を信用情報異常企業名簿から移さなければならない。</p> <p>第九条 税関は、国家機密・商業機密および個人のプライバシーを保護することを前提として、下記の信用情報を公示しなければならない:</p> <p>(一) 企業の税関における登録・登記あ</p>
---	--

<p>息；</p> <p>(二) 海关对企业信用状况的认定结果；</p> <p>(三) 海关对企业的行政许可信息；</p> <p>(四) 海关对企业的行政处罚信息；</p> <p>(五) 海关与国家有关部门实施联合激励和联合惩戒信息；</p> <p>(六) 海关信用信息异常企业名录；</p> <p>(七) 其他依法应当公示的信息。</p> <p>海关对企业行政处罚信息的公示期限为5年。</p> <p>海关应当公布上述信用信息的查询方式。</p> <p>第十条 自然人、法人或者非法人组织认为海关公示的信用信息不准确的，可以向海关提出异议，并且提供相关资料或者证明材料。</p> <p>海关应当自收到异议申请之日起20日内进行复核。自然人、法人或者非法人组织提出异议的理由成立的，海关应当采纳。</p> <p>第三章 企业信用状况的认定标准和程序</p> <p>第十一条 认证企业应当符合海关总署制定的《海关认证企业标准》。</p> <p>《海关认证企业标准》分为高级认证企业标准和一般认证企业标准。</p> <p>第十二条 企业有下列情形之一的，海关认定为失信企业：</p> <p>(一) 有走私犯罪或者走私行为的；</p> <p>(二) 非报关企业1年内违反海关监管规定行为次数超过上年度报关单、进出境备案清单、进出境运输工具舱单等相关单证总票数千分之一且被海关行政处罚金额累计超过100万元的；</p> <p>报关企业1年内违反海关监管规定行为次数超过上年度报关单、进出境备案清单、进出境运输工具舱单等相关单证总票数万分之五且被海关行政处罚金额累计超过30万元的；</p>	<p>るいは備案情報；</p> <p>(二) 税関の企業信用状況に対する認定結果；</p> <p>(三) 税関の企業に対する行政許可情報；</p> <p>(四) 税関の企業に対する行政処罰情報；</p> <p>(五) 税関が国家関連部門と実施した連合奨励および連合懲戒情報；</p> <p>(六) 税関信用情報異常企業名簿；</p> <p>(七) その他の法に基づき公示すべき情報。</p> <p>税関の企業の行政処罰情報に対する公示期限は5年とする。</p> <p>税関は、上述の信用情報の照会方式を公示しなければならない。</p> <p>第十条 自然人・法人あるいは非法人組織は、税関が公示した企業信用情報が不正確であると判断した場合、税関に異議を申し立て、関連資料あるいは証明資料を提出することができる。</p> <p>税関は、異議申請の受領日より20日以内に再調査を行わなければならない。自然人・法人あるいは非法人組織が申し立てた異議の理由が成立する場合、税関は受け入れなければならない。</p> <p>第三章 企業信用状況の認定基準および手順</p> <p>第十一条 認証企業は、税関総署が制定する《税関認証企業基準》に合致しなければならない。</p> <p>《税関認証企業基準》は、高級認証企業基準と一般認証企業基準に区分される。</p> <p>第十二条 企業に下記の状況のいずれかがある場合、税関は信用喪失企業に認定する：</p> <p>(一) 密輸犯罪あるいは密輸行為がある場合；</p> <p>(二) 非通関企業の1年以内の税関の監督管理規定への違反行為の回数が、前年度の税関申告書・輸出入備案明細書・輸出入運輸手段の積荷明細などの関連資料の総票数の千分の一を超え、かつ税関による行政処罰の累計金額が100万元を超える場合；</p> <p>通関企業の1年以内の税関の監督管理規定への違反行為の回数が、前年度の税関申告書・輸出入備案明細書・輸出入運輸手段の積荷明細などの関連資料の総票数の一万分の五を超え、かつ税関による行政処罰の累計金額が30万元を超える場合；</p>
---	--

<p>(三) 拖欠应缴税款或者拖欠应缴罚没款项的；</p> <p>(四) 有本办法第八条第一款第(二)项情形，被海关列入信用信息异常企业名录超过90日的；</p> <p>(五) 假借海关或者其他企业名义获取不当利益的；</p> <p>(六) 向海关隐瞒真实情况或者提供虚假信息，影响企业信用管理的；</p> <p>(七) 抗拒、阻碍海关工作人员依法执行职务，情节严重的；</p> <p>(八) 因刑事犯罪被列入国家失信联合惩戒名单的；</p> <p>(九) 海关总署规定的其他情形。</p> <p>当年注册登记或者备案的非报关企业、报关企业，1年内因违反海关监管规定被海关行政处罚金额分别累计超过100万元、30万元的，海关认定为失信企业。</p> <p>第十三条 企业有下列情形之一的，海关认定为一般信用企业：</p> <p>(一) 在海关首次注册登记或者备案的企业；</p> <p>(二) 认证企业不再符合《海关认证企业标准》，并且未发生本办法第十二条规定情形的；</p> <p>(三) 自被海关认定为失信企业之日起连续2年未发生本办法第十二条规定情形的。</p> <p>第十四条 企业申请成为认证企业，应当向海关提交《适用认证企业管理申请书》。海关按照《海关认证企业标准》对企业实施认证。</p> <p>第十五条 海关应当自收到《适用认证企业管理申请书》之日起90日内对企业信用状况是否符合《海关认证企业标准》作出决定。特殊情形下，海关认证时限可以延长30日。</p> <p>第十六条 通过认证的企业，海关制发《认证企业证书》；未通过认证的企业，海关制发《不予适用认证企业管理决定书》。《认证企业证书》《不予适用认证企业管理</p>	<p>(三) 納付すべき税金を滞納あるいは納付すべき罰金を滞納している場合；</p> <p>(四) 本弁法第八条第一款第(二)項の状況があり、税関による信用情報異常企業名簿への記載が90日を超える場合；</p> <p>(五) 税関あるいはその他企業の名義で不当な利益を得た場合；</p> <p>(六) 税関に真実の状況を隠蔽あるいは虚偽の情報を提供し、企業信用管理に影響した場合；</p> <p>(七) 税関職員の法に基づく職務の執行に抵抗・妨害し、状況が重大な場合；</p> <p>(八) 刑事犯罪により国家信用喪失連合懲戒リストに記載された場合；</p> <p>(九) 税関総署が規定するその他の状況。</p> <p>当年に登録・登記あるいは備案した非通関企業・通関企業について、1年以内の税関の監督管理規定違反による税関からの行政処罰の累計金額がそれぞれ100万元・30万元を超える場合、税関は信用喪失企業に認定する。</p> <p>第十三条 企業に下記の状況のいずれかがある場合、税関は一般信用企業に認定する：</p> <p>(一) 税関において初めて登録・登記あるいは備案する企業；</p> <p>(二) 認証企業が《税関認証企業基準》に合致しなくなり、かつ本弁法第十二条が規定する状況が発生していない場合；</p> <p>(三) 税関の信用喪失企業への認定日より連続して2年間、本弁法第十二条が規定する状況が発生していない場合。</p> <p>第十四条 企業が認証企業として申請する場合、税関に《認証企業管理適用申請書》を提出しなければならない。税関は、《税関認証企業基準》に基づき企業に対して認証を実施する。</p> <p>第十五条 税関は、《認証企業管理適用申請書》の受領日より90日以内に企業信用状況が《税関認証企業基準》に合致するかどうかについて決定を下さなければならない。特殊な状況においては、税関の認証期限は30日延長することができる。</p> <p>第十六条 認証を通過した企業に、税関は《認証企業証書》を発行する；認証を通過しなかった企業に、税関は《認証企業管理非適用決定書》を発行する。《認証企業</p>
---	---

<p>决定书》应当送达申请人，并且自送达之日起生效。</p> <p>企业主动撤回认证申请的，视为未通过认证。</p> <p>未通过认证的企业1年内不得再次向海关提出认证申请。</p> <p>第十七条 申请认证期间，企业涉嫌走私被立案侦查或者调查的，海关应当终止认证。企业涉嫌违反海关监管规定被立案调查的，海关可以终止认证。</p> <p>申请认证期间，企业被海关稽查、核实的，海关可以中止认证。中止时间超过3个月的，海关终止认证。</p> <p>第十八条 海关对高级认证企业每3年重新认证一次，对一般认证企业不定期重新认证。</p> <p>重新认证前，海关应当通知企业，并且参照企业认证程序进行重新认证。对未通过重新认证的，海关制发《企业信用等级认定决定书》，调整企业信用等级。《企业信用等级认定决定书》应当送达企业，并且自送达之日起生效。</p> <p>重新认证期间，企业申请放弃认证企业管理的，视为未通过认证。</p> <p>第十九条 认证企业被海关调整为一般信用企业管理的，1年内不得申请成为认证企业。认证企业被海关调整为失信企业管理的，2年内不得成为一般信用企业。</p> <p>高级认证企业被海关调整为一般认证企业管理的，1年内不得申请成为高级认证企业。</p> <p>第二十条 自被海关认定为失信企业之日起连续2年未发生本办法第十二条规定情形的，海关应当将失信企业调整为一般信用企业。</p>	<p>証書》《認証企業管理非適用決定書》は、申請者に送付しなければならず、かつ送付日より発効するものとする。</p> <p>企業が自主的に認証申請を撤回する場合、認証を通過していないものと見なす。認証を通過しなかった企業は、1年間は税関に認証申請を再度提出することはできない。</p> <p>第十七条 申請の認証期間、企業に密輸の嫌疑がかかり立件され捜査または調査を受けた場合、税関は認証を終了しなければならない。企業に税関の監督管理規定違反の嫌疑がかかり立件され調査を受けた場合、税関は認証を終了することができる。</p> <p>申請の認証期間、企業が税関から査察・検査された場合、税関は認証を中止することができる。中止期間が3ヶ月を超えた場合、税関は認証を終了する。</p> <p>第十八条 税関は、高級認証企業に対して3年毎に一度改めて認証を行い、一般認証企業に対しては不定期に改めて認証を行う。</p> <p>再認証の前に税関は企業に通知し、かつ企業認証手順を参照して改めて認証を行わなければならない。再認証を通過しなかった場合、税関は《企業信用等级認定决定书》を発行し、企業の信用等级を調整する。《企業信用等级認定决定书》は、企業に送付しなければならず、かつ送付日より発効するものとする。</p> <p>再認証の期間、企業が認証企業管理の放棄を申請した場合、認証を通過していないものと見なす。</p> <p>第十九条 認証企業が税関により一般信用企业管理に調整された場合、1年以内は認証企業として申請することはできない。認証企業が税関により信用喪失企业管理に調整された場合、2年以内は一般信用企業になることはできない。</p> <p>高級認証企業が税関により一般認証企业管理に調整された場合、1年以内は高級認証企業として申請することはできない。</p> <p>第二十条 税関による信用喪失企業への認定日より2年連続して本弁法第十二条が規定する状況が発生していない場合、税関は信用喪失企業を一般信用企業に調整しなければならない。</p>
--	--

<p>失信企业被调整为一般信用企业满1年，可以向海关申请成为认证企业。</p> <p>第二十一条 企业有分立合并情形的，海关对企业信用状况的认定结果按照以下原则作出调整：</p> <p>（一）企业发生存续分立，分立后的存续企业承继分立前企业的主要权利义务的，适用海关对分立前企业的信用状况认定结果，其余的分立企业视为首次注册登记或者备案企业；</p> <p>（二）企业发生解散分立，分立企业视为首次注册登记或者备案企业；</p> <p>（三）企业发生吸收合并，合并企业适用海关对合并后存续企业的信用状况认定结果；</p> <p>（四）企业发生新设合并，合并企业视为首次注册登记或者备案企业。</p> <p>第二十二条 海关或者企业可以委托社会中介机构就企业认证相关问题出具专业结论。</p> <p>第四章 管理措施</p> <p>第二十三条 一般认证企业适用下列管理措施：</p> <p>（一）进出口货物平均查验率在一般信用企业平均查验率的50%以下；</p> <p>（二）优先办理进出口货物通关手续；</p> <p>（三）海关收取的担保金额可以低于其可能承担的税款总额或者海关总署规定的金额；</p> <p>（四）海关总署规定的其他管理措施。</p> <p>第二十四条 高级认证企业除适用一般认证企业管理措施外，还适用下列管理措施：</p> <p>（一）进出口货物平均查验率在一般信用企业平均查验率的20%以下；</p> <p>（二）可以向海关申请免除担保；</p> <p>（三）减少对企业稽查、核查频次；</p> <p>（四）可以在出口货物运抵海关监管区之前向海关申报；</p> <p>（五）海关为企业设立协调员；</p>	<p>信用喪失企業が一般信用企業に調整されて満1年となった場合、税関に認証企業として申請することができる。</p> <p>第二十一条 企業に分割・合併の状況がある場合、税関の企業信用状況に対する認定結果は以下の原則に基づき調整する：</p> <p>（一）企業に存続分割が発生し、分割後の存続企業が分割前の企業の主要権利・義務を継承した場合、税関の分割前の企業に対する信用状況の認定結果を適用し、残りの分割企業は初めて登録・登記あるいは備案する企業と見なす；</p> <p>（二）企業に解散分割が発生した場合、分割企業は初めて登録・登記あるいは備案する企業と見なす；</p> <p>（三）企業に吸収合併が発生した場合、合併企業には税関による合併後の存続企業に対する信用状況の認定結果を適用する；</p> <p>（四）企業に新設合併が発生した場合、合併企業は初めて登録・登記あるいは備案する企業と見なす。</p> <p>第二十二条 税関あるいは企業は、社会仲介機構に企業認証に関する問題について専門的結論の作成を委託することができる。</p> <p>第四章 管理措置</p> <p>第二十三条 一般認証企業には下記の管理措置を適用する：</p> <p>（一）輸出入貨物の平均検査率は一般信用企業の平均検査率の50%以下；</p> <p>（二）輸出入貨物通関手続の優先的取扱；</p> <p>（三）税関が受領する担保金額は、負担する可能性のある税金総額あるいは税関総署が規定する金額を下回ることが可能；</p> <p>（四）税関総署が規定するその他の管理措置。</p> <p>第二十四条 高級認証企業には一般認証企業の管理措置を適用する以外に、下記の管理措置も適用する：</p> <p>（一）輸出入貨物の平均検査率は一般信用企業の平均検査率の20%以下；</p> <p>（二）税関への担保免除が申請可能；</p> <p>（三）企業に対する査察・検査頻度の減少；</p> <p>（四）輸出貨物の税関監督管理区域への到着前に税関申告が可能；</p> <p>（五）税関から企業への相談員設置；</p>
--	---

<p>(六) AEO互認国家或者地区海关通关便利措施;</p> <p>(七) 国家有关部门实施的守信联合激励措施;</p> <p>(八) 因不可抗力中断国际贸易恢复后优先通关;</p> <p>(九) 海关总署规定的其他管理措施。</p> <p>第二十五条 失信企业适用下列管理措施:</p> <p>(一) 进出口货物平均查验率在80%以上;</p> <p>(二) 不予免除查验没有问题企业的吊装、移位、仓储等费用;</p> <p>(三) 不适用汇总征税制度;</p> <p>(四) 除特殊情形外, 不适用存样留像放行措施;</p> <p>(五) 经营加工贸易业务的, 全额提供担保;</p> <p>(六) 提高对企业稽查、核查频次;</p> <p>(七) 国家有关部门实施的失信联合惩戒措施;</p> <p>(八) 海关总署规定的其他管理措施。</p> <p>第二十六条 高级认证企业适用的管理措施优于一般认证企业。</p> <p>因企业信用状况认定结果不一致导致适用的管理措施相抵触的, 海关按照就低原则实施管理。</p> <p>第二十七条 认证企业涉嫌走私被立案侦查或者调查的, 海关应当暂停适用相应管理措施。认证企业涉嫌违反海关监管规定被立案调查的, 海关可以暂停适用相应管理措施。海关暂停适用相应管理措施的, 按照一般信用企业实施管理。</p> <p>第二十八条 企业有本办法规定的向下调整信用等级情形的, 海关停止适用相应管理措施, 按照调整后的信用等级实施管理。</p>	<p>(六) AEO 相互認証国家あるいは地区の税関通関の利便的措置;</p> <p>(七) 国家関連部門が実施する約束遵守に対する連合奨励措置;</p> <p>(八) 不可抗力により中断した国際貿易再開後の優先的通関;</p> <p>(九) 税関総署が規定するその他の管理措置。</p> <p>第二十五条 信用喪失企業には下記の管理措置を適用する:</p> <p>(一) 輸出入貨物の平均検査率は80%以上;</p> <p>(二) 検査に問題がない企業のクレーン組立・移動・倉庫保管などの費用の非免除;</p> <p>(三) 一括税金徴収制度の非適用;</p> <p>(四) 特殊な状況を除き、サンプル・画像による通関実施措置の非適用;</p> <p>(五) 経営加工貿易業務の場合、担保の全額提供;</p> <p>(六) 企業に対する査察・検査頻度の引き上げ;</p> <p>(七) 国家関連部門が実施する信用喪失に対する連合懲戒措置;</p> <p>(八) 税関総署が規定するその他の管理措置。</p> <p>第二十六条 高級認証企業に適用する管理措置は一般認証企業より優遇する。</p> <p>企業信用状況の認定結果が不一致であることにより、適用する管理措置が互いに抵触する場合、税関は「低きに準じる」との原則に基づき管理を実施する。</p> <p>第二十七条 認証企業に密輸の嫌疑がかかり、立件され捜査あるいは調査を受けた場合、税関は相応する管理措置の適用を暫時停止しなければならない。認証企業に税関の監督管理規定違反の嫌疑がかかり、立件され調査を受けた場合、税関は相応する管理措置の適用を暫時停止することができる。税関が相応する管理措置の適用を暫時停止した場合、一般信用企業として管理を実施する。</p> <p>第二十八条 企業に本弁法が規定する信用等级を下方に調整する状況がある場合、税関は相応する管理措置の適用を停止し、調整後の信用等级に基づき管理を実施する。</p>
---	--

<p>第五章 附則</p> <p>第二十九条 作为企业信用状况认定依据的走私犯罪，以司法机关相关法律文书生效时间为准进行认定。</p> <p>作为企业信用状况认定依据的走私行为、违反海关监管规定行为，以海关行政处罚决定书作出时间为准进行认定。</p> <p>企业主动披露且被海关处以警告或者5万元以下罚款的行为，不作为海关认定企业信用状况的记录。</p> <p>第三十条 本办法下列用语的含义是：</p> <p>“企业相关人员”，指企业法定代表人、主要负责人、财务负责人、关务负责人等管理人员。</p> <p>“处罚金额”，指因发生违反海关监管规定的行为，被海关处以罚款、没收违法所得或者没收货物、物品价值的金额之和。</p> <p>“拖欠应纳税款”，指自缴纳税款期限届满之日起超过3个月仍未缴纳进出口货物、物品应当缴纳的进出口关税、进口环节海关代征税之和，包括经海关认定违反海关监管规定，除给予处罚外，尚需缴纳的税款。</p> <p>“拖欠应缴罚没款项”，指自海关行政处罚决定书规定的期限届满之日起超过6个月仍未缴纳海关罚款、没收的违法所得和追缴走私货物、物品等价值款。</p> <p>“日”，指自然日。</p> <p>“1年”，指连续的12个月。</p> <p>“年度”，指1个公历年度。</p> <p>“以上”“以下”，均包含本数。</p> <p>“经认证的经营者（AEO）”，指以任何一种方式参与货物国际流通，符合本办法规定的条件以及《海关认证企业标准》并且通过海关认证的企业。</p> <p>第三十一条 本办法由海关总署负责解释。</p> <p>第三十二条 本办法自2018年5月1日起</p>	<p>第五章 附則</p> <p>第二十九条 企業信用状況認定の依拠となる密輸犯罪について、司法機関による関連法律文書の発効時間を基準として認定を行う。</p> <p>企業信用状況認定の依拠となる密輸行為・税関の監督管理規定の違反行為について、税関による行政処罰決定書の発効時間を基準として認定を行う。</p> <p>企業が自主的に公開し、かつ税関から警告あるいは5万元以下の罰金を科された行為は、税関による企業信用状況認定の記録としない。</p> <p>第三十条 本弁法の下記の用語の意味は、次の通りである：</p> <p>「企業関係者」とは、企業の法定代表人・主要責任者・財務責任者・税関事務責任者などの管理者を指す。</p> <p>「処罰金額」とは、税関の監督管理規定への違反行為の発生により、税関から科された罰金・没収された違法所得あるいは没収された貨物・物品の価値の金額の和を指す。</p> <p>「納付すべき税金の滞納」とは、税金納付期限の満了日から3ヶ月を過ぎても納付していない輸出入貨物・物品の納付しなければならない輸出入関税・輸入環節税関代理徴収税の和を指し、税関から税関監督管理規定違反として認定され、処罰が与えられる以外に、さらに納付する必要がある税金を含む。</p> <p>「納付すべき罰金の滞納」とは、税関の行政処罰決定書が規定した期限の満了日から6ヶ月を超えても納付していない税関の罰金・没収された違法所得および追徴された密輸貨物・物品と等価の代金を指す。</p> <p>「日」とは、歴日を指す。</p> <p>「1年」とは、連続する12ヶ月を指す。</p> <p>「年度」とは、1西暦年度を指す。</p> <p>「以上」「以下」はいずれも当該数を含む。</p> <p>「認証を経た経営者（AEO）」とは、貨物の国際流通に何らかの方式で参与し、本弁法が規定する条件および《税関認証企業基準》に合致し、かつ税関の認証を通過した企業を指す。</p> <p>第三十一条 本弁法は、税関総署が解釈の責を負う。</p> <p>第三十二条 本弁法は2018年5月1日よ</p>
---	---

<p>施行。2014年10月8日海关总署令第225号公布的《中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法》同时废止。</p>	<p>り施行する。2014年10月8日に税関総署令第225号として公布した《中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法》は、同時に廃止する。</p>
---	--